

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 （案）
<p>【独立行政法人国民生活センター】</p> <p>・内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ－２－（１）－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況についての的確に把握していると評価がされているものの、コンプライアンス体制の整備状況の評価は行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。</p>	<p>○法人のコンプライアンス体制の整備状況について説明を聴取し、適正に評価を行う。</p>
<p>・本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で119.2（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っている。</p> <p>これについては、評価結果において「前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づいたと認められるが、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努められたい」と記載されている。</p> <p>しかしながら、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における本法人自身</p>	<p>○法人の給与水準の進捗状況について、説明を聴取し、適正に評価を行う。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</p>	

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>【所管法人共通】 (評価の基準の明確化等) ・評価の基準の明確化等については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会を含む各府省の独立行政法人評価委員会に対して、「評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。」との指摘を行ったところである。</p> <p>各府省の独立行政法人評価委員会の中には、評価指標の具体化、評定を付す単位（以下「評定単位」という。）の細分化、法人共通の評価事項（例えば、欠損金、剰余金の適正化等）の設定、総合評価の考え方の統一など、評価結果を分かりやすく説明するための取組を行っているところがみられる。</p> <p>一方、各府省の独立行政法人評価委員会の平成19年度の評価結果をみると、評価結果を分かりにくくしている要因として、以下のようなものがあると考えられる。</p> <p>貴委員会においては、評価結果を分かりやすく説明するために、これらについて考慮した説明を行うべきである。</p> <p>i) 同一の評価事項（例：「契約の適正化」など）であっても、法人によって、評定単位が詳細なもの・概括的なものが混在している。</p>	<p>○項目別評価表において、中期目標の達成度合の指標を可能な限り数値化するなど、客観的かつ明確なものにし、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明する。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>ii) 複数の業務を併せて評定する場合において、各業務のウエイトの付け方が不統一である。</p> <p>iii) 評定に際して、目標の達成（進捗）が法人の努力によるものなのか、外的要因によるものかがあいまいである。</p> <p>iv) 評定記号の意味する評語として「おおむね」等の多義的な用語が使われているが、その意味が不明確である。</p>	
<p>(保有資産)</p> <p>・保有資産の見直し状況の評価については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－（2）「保有資産の見直し」において、「保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。」こととされており、貴委員会においても、整理合理化計画において平成19年度中に処分等することとされた実物資産の処分等の取組状況についての評価が行われている。</p> <p>各府省の独立行政法人評価委員会の中には、整理合理化計画において処分等することとされている資産以外の資産についても、主要な固定資産についての固定資産一覧表等に基づく監事監査や減損会計の情報等を活用した評価を行っているところもあり、今後、法人の保有資産の見直しの取組に関する評価を行う際には、このような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。</p>	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、適正に評価を行う。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>(官民競争入札等)</p> <p>・官民競争入札等については、整理合理化計画Ⅲ－１－(３)「官民競争入札等の積極的な適用」において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。」こととされており、貴委員会においても、整理合理化計画及び「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成19年度中に官民競争入札等の導入等が決定されている法人の業務について、その取組状況等の評価が行われている。</p> <p>各府省の独立行政法人評価委員会の中には、評価項目(予算、収支計画及び資金計画)の評価指標の一つに「官民競争入札等の活用について、検討が適切に行われているか。」を設定し評価を行っているところなどもみられる。今後、官民競争入札等の活用に関する評価を行う際には、このような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。</p>	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、適正に評価を行う。</p>
<p>(内部統制(コンプライアンス体制の整備))</p> <p>・内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべ</p>	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、適正に評価を行う。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>きである。」との指摘を行ったところであり、貴委員会においてもコンプライアンス体制の整備状況を中心とした評価がおおむね行われている。</p> <p>各府省の独立行政法人評価委員会の中には、コンプライアンス体制の整備状況の評価にとどまらず、コンプライアンスを実践するための具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用、職員に対する研修の実施、内部監査結果等のマネジメントレビューへの反映等の状況を明らかにさせて評価を行っているところもある。内部統制に係る今後の評価に当たっては、このような取組も参考にしつつ、内部統制の体制の整備状況の評価のみならず内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。</p>	
<p>(給与水準及び総人件費改革)</p> <p>・給与水準及び総人件費改革については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)4-1-①-④及び整理合理化計画Ⅲ-1-④-③において、事後評価における厳格なチェックが求められている。</p> <p>給与水準に関しては、整理合理化計画Ⅲ-1-④-①-イ及びウの趣旨を踏まえると、評価に当たって、以下のような取組を行う必要があると考えられる。</p> <p>1 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、</p> <p>① 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、</p>	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、適正に評価を行う。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>国民に対して納得の得られるものとなっているか</p> <p>② 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか</p> <p>という観点からの検証を行い、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促す評価を行うこと</p> <p>2 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、</p> <p>給与水準について十分な説明責任を果たすことが求められており、特に、国家公務員と比べて給与水準が高い場合、国民の理解を得ることがより困難と考えられることから、評価に当たっては、法人の説明を踏まえてより慎重に給与水準の適切性の検証に取り組むこと</p> <p>また、総人件費改革については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条等に基づき、各法人において平成18年度からの5年間で5%以上の削減を基本とする取組を行うことが求められている。この取組についての評価を行うに当たっては、これまでの取組の状況と5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を明らかにした上で法人の取組を促す評価を行うことが必要であると考えられる。</p> <p>以上の認識のもとに、今回、当委員会において、給与水準及び総人件費改革に関する各府省の独立行政法人評価委員会等の評価の取組について横断的に分析をしたところであり、その結果は別紙2のお</p>	

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>りである。</p> <p>この分析結果を踏まえ、個別法人の評価に関し、特に改善を要すると考えられる点については、当該法人の項において個別に指摘している。給与水準及び総人件費改革に関する今後の評価に当たっては、当該個別法人についての意見を踏まえるとともに、個別に指摘した法人に限らず内閣府所管法人について、別紙2に記載の考え方を踏まえて評価に取り組まれない。</p>	

(契約の適正化に係るもの)

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>3 平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）についての意見</p> <p>平成19年度における内閣府所管4法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構）の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。</p> <p>なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。</p>	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、適正に評価を行う。</p>